

豊明市監査公表第3号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、豊明市監査基準に準拠して定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和8年9月19日

豊明市監査委員

井 上 新

三 浦 桂 司

1 監査の対象

行政経営部 情報システム課

行政経営部 公共施設管理課

2 監査の期間

令和8年4月15日から令和8年5月12日まで

3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行した事務事業

4 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

5 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 豊明市公共施設包括管理業務委託の契約事務において、変更契約書の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(公共施設管理課)
- (2) 豊明市公共施設包括管理業務委託に係る産業廃棄物収集運搬及び処理に関する契約事務において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(公共施設管理課)

7 監査の対象

健康福祉部 地域福祉課

健康福祉部 保険医療課

8 監査の期間

令和8年4月30日から令和8年5月26日まで

9 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに執行した事務事業

10 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

11 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

12 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 緊急生活支援物資提供配達管理業務委託の契約事務において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(地域福祉課)
- (2) 令和6年度物価高騰対応重点支援給付金給付事業業務委託の契約事務において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(地域福祉課)
- (3) 葬祭費の支出事務において、一部不備が見受けられたので留意されたい。(保険医療課)

13 監査の対象

健康福祉部 子育て支援課

健康福祉部 健康推進課

14 監査の期間

令和8年5月21日から令和8年6月11日まで

15 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年4月30日までに執行した事務事業

1 6 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

1 7 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

1 8 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 児童館の管理及び運営に関する業務を実施するにあたり、一部不備が見受けられたので留意されたい。(子育て支援課)
- (2) 妊産婦・乳児健康診査費補助金の支出事務において、手順の一部に不備が見受けられたので留意されたい。(子育て支援課)
- (3) 特定健診等委託の契約事務において、単価契約書の単価決定伺書に一部不備が見受けられたので留意されたい。(健康推進課)
- (4) 健康管理システム保守の契約事務において、契約の締結伺書に一部不備が見受けられたので留意されたい。(健康推進課)

1 9 監査の対象

健康福祉部 長寿課

2 0 監査の期間

令和8年5月28日から令和8年6月18日まで

2 1 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年4月30日までに執行した事務事業

2 2 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

2 3 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員か

ら説明を聴取し実施した。

2 4 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 配食サービスの支出事務において、支出決定伺書に一部不備が見受けられたので留意されたい。(長寿課)
- (2) 過誤納金の支出事務において、介護保険料過誤納金還付伺に一部不備が見受けられたので留意されたい。(長寿課)